

**熊本県熊本地方の地震に係る
平成31年度震災特別措置要項（授業料等納付金の減免措置）**

熊本地震で被災した受験生及び在学生の教育機会の確保を図る観点から、入学検定料・入学金・授業料等納付金の特別措置について、下記のとおり実施いたします。

記

1. 対 象

平成31年度入学志願者・薬学部入学者で次に該当する者、及び薬学部で平成30年度特別措置の適用を受けた在学生を対象とする。

- ①熊本地震により主たる家計維持者が死亡もしくは行方不明の場合
- ②主たる家計維持者が所有し、居住する自宅家屋が「熊本県熊本地方の地震にかかる災害救助法適用地域」にあつて、被災した場合

※ 入学金、授業料、施設設備費の減免については、医学部を対象としない。

2. 特別措置内容（平成31年度適用）

対象者		特別措置内容		
		志願者(※3) (薬学部、医学部)	入学者(※2) (薬学部)	在学生 (薬学部)
主たる家計維持者が死亡 もしくは行方不明		入学検定料 を全額免除	入学金、授業料、施設 設備費を半額免除	授業料、施設設備費 を半額免除
主たる家計維 持者が所有 し、居住する 自宅家屋 (※1)	全壊・ 大規模半壊	入学検定料 を全額免除	入学金、授業料、施設 設備費を1/4免除	授業料、施設設備費 を1/4免除
	半壊	入学検定料 を全額免除	_____	_____

※1. 居住する自宅家屋が持家でない場合は、減免の対象としない。

※2. 入学者は、いったん入学金・施設設備費を納入のうえ、返還手続きをとることとする。
(大学院生を含む。)

※3. 志願者は、いったん入学検定料を納入のうえ、返還手続きをとることとする。

3. 対応期間

平成31年度限りの措置とする。

4. 提出書類

(1) 入学検定料の減免（医学部・薬学部）

入学検定料免除申請書（必須）と、収納証明書を貼付した志願票の写し（必須）と下記①～②に記載された書類。

①家計維持者が死亡もしくは行方不明の場合；次のいずれかの書類1部。

- (ア) 死亡証明書（死亡届）の写し
- (イ) 行方不明の証書（警察への届出書）の写し

②家屋損壊の場合；次の全ての書類

- (ア) 罹災証明書の写し
- (イ) 持ち家であることを証明する書類の写し（登記事項証明書(建物)等）

■申請期限および通知結果

申請期限：平成31年3月1日（金）必着

※免除申請に必要な提出書類は本学に送付してください。

**簡易書留扱いで封筒に「入学検定料免除申請書 在中」と明記。
出願書類の提出先とは異なりますのでご注意ください。**

結果通知：提出書類を審査の上、申請受理後2週間程度で結果を通知いたします。

返還対象者には、申請受理後2週間程度で返還いたします。

■提出・問合せ先：東北医科薬科大学 入試課

〒981-8558 仙台市青葉区小松島4-4-1

(2) 入学金、授業料、施設設備費の減免（薬学部）

平成31年度入学金・施設設備費の返還願、平成31年度授業料の減免願（必須）と、下記①～②に記載された書類。

①家計維持者が死亡もしくは行方不明の場合；次のいずれかの書類1部。

- (ア) 死亡証明書（死亡届）の写し
- (イ) 死亡した方の戸籍（除籍）謄本の写し
- (ウ) 葬祭を行った証書の写し
- (エ) 行方不明の証書（警察への届出書）の写し

②家屋損壊の場合；住民票謄本（各記載事項に省略事項のないもの）、罹災証明書の写しと、次のいずれかの書類1部。

- (ア) 登記事項証明書（建物）の写し
- (イ) 平成30年度固定資産税・都市計画税 納税通知書（1枚目表紙と家屋）の写し
- (ウ) 固定資産税課税台帳登録事項証明(家屋)の写し

上記のいずれの書類も提出できない場合は、相談に応じる。

※入学者の入学金・授業料・施設設備費の減免の申請は入学手続書類と併せて提出すること。
申請用紙については合格通知書に同封いたします。（在学学生は学生課に問い合わせること）

5. 審査

(1) 入学検定料の減免（医学部・薬学部）

- ①提出書類に基づき、本学入試センターが特別措置適用の可否について審査を行う。
- ②本学入試センターから審査結果を学長に報告し、学長が適用者を決定する。

(2) 入学金、授業料、施設設備費の減免（薬学部）

- ①提出書類に基づき、薬学部学生委員会が特別措置適用の可否について審査を行う。
- ②薬学部学生委員会から審査結果を学長に報告し、学長が適用者を決定する。

※ 熊本県熊本地方の地震にかかる災害救助法適用地域

●平成 28 年熊本県熊本地方の地震に係る災害救助法の適用について

(内閣府 平成 28 年 4 月 15 日)

平成 28 年熊本県熊本地方の地震により、多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じていることから、熊本県は県内全 45 市町村に災害救助法の適用を決定した。

【熊本県】

熊本市、八代市、人吉市、荒尾市、水俣市、玉名市、山鹿市、菊池市、宇土市、上天草市、宇城市、阿蘇市、天草市、合志市、下益城郡美里町、玉名郡玉東町、玉名郡南関町、玉名郡長洲町、玉名郡和水町、菊池郡大津町、菊池郡菊陽町、阿蘇郡南小国町、阿蘇郡小国町、阿蘇郡産山村、阿蘇郡高森町、阿蘇郡西原村、阿蘇郡南阿蘇村、上益城郡御船町、上益城郡嘉島町、上益城郡益城町、上益城郡甲佐町、上益城郡山都町、八代郡氷川町、葦北郡芦北町、葦北郡津奈木町、球磨郡錦町、球磨郡多良木町、球磨郡湯前町、球磨郡水上村、球磨郡相良村、球磨郡五木村、球磨郡山江村、球磨郡球磨村、球磨郡あさぎり町、天草郡苓北町